

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団出張規程

(目的)

第1条 この規程は、財団の用務により、財団の常勤役員及び職員（以下「職員等」という。）が国内出張する場合の手続きおよび旅費に関する事項を定める。

(出張の経路)

第2条 出張の経路は、最も合理的かつ経済的な経路を選択することとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、次の定めるところによる。

- ① 交通費
- ② 宿泊料
- ③ 宿泊諸費
- ④ 旅行雑費

(交通費)

第4条 出張における交通費は実費により支給する。

2 私有車による出張は、理事長が特に必要と認めたときに限り認めることとし、その交通費は、次の通り支給する。

- ① 県内への出張については、別に理事長が定めた額を支給する。
- ② 県外への出張については、原則として、私有車による出張を認めない。ただし、理事長が特に必要と認めたときに限り、県外への私有車による出張を認めることとし、その交通費は、高知県の例等を参考に支給する。

(宿泊料及び宿泊諸費)

第5条 宿泊料は実費を支給する。ただし、その額が宿泊地の区分に応じた別表の上限額を超える場合には、理事長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、当該上限額とする。

2 宿泊諸費として、1夜当たり、宿泊地の区分に応じた別表に掲げる額を支給する。

(旅行雑費)

第6条 四国以外への出張の場合には、旅行雑費として、1日当たり500円を定額で支給する。ただし、東京都区内への出張の場合には、1日当たり500円を加算する（東京都区内に到着した日から起算して15日を限度とする）。

(旅行雑費等の調整)

第7条 同一地域にその地域に到着した日の翌日から起算して14日を超えて滞在する場合には、旅行雑費（定額）、宿泊料（上限額）、宿泊諸費（定額）について、高知県の例により減額調整する。

(出張の伺い)

第8条 出張者は、別に理事長が定める「出張伺」により、あらかじめ理事長の承認を受けなけ

ればならない。

(出張の復命)

第9条 出張者が帰所したときは、速やかに口頭又は書面により、理事長に復命しなければならない。ただし、宿泊を伴う出張及び県外出張の場合には、書面で復命しなければならない。

(旅費の支払い)

第10条 旅費は、原則として精算により支払う。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、概算で支払うことができる。

- 2 旅行者は、旅行終了後、速やかに、別に理事長が定める「旅費精算書」を理事長あてに提出しなければならない。ただし、実費支給分の旅費を伴わないものについては、出張時に旅費額を記入することにより、旅費精算書の提出を省略することができる。
- 3 交通費及び宿泊料については、その領収書又は領収書に代わる書面を「旅費精算書」に添付しなければならない。ただし、交通費のうち領収書又は領収書に代わる書面を添付できないものは、「旅費精算書」にその区間及び旅費額を明記することによりそれに代える。
- 4 交通費、宿泊料については、航空券・乗車券の購入先、宿泊先等に対し、財団が直接支払うことができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、旅費事務の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、同日以降を出発日とする出張から適用する。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月20日から施行し、同日以降を出発日とする出張から適用する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、同日以降を出発日とする出張から適用する。

別表（第5条関係）
宿泊料及び宿泊諸費

区分	宿泊料（1夜につき）の上限額			宿泊諸費（1夜につき）		
	都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方
金額	10,000円	8,100円	7,300円	3,400円	2,800円	2,500円

備考 甲地方とは、職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）別表第1において甲地方とされている地域をいい、乙地方とは都の特別区及び甲地方である地域以外の地域をいう。